

日本遺伝子治療学会会則改訂

会則 第3章 <役員> 第6条(1)及び(2)の改訂

第6条(1)

改訂前

理事長1名。本会を代表し、総務を統括し、理事会を主催する。理事会において理事の中から投票により選出され、評議員会で承認される。任期は2年で、2期4年までの重任は可とする。65歳で定年とするが、任期中に65歳を迎えた場合でも、2年の任期はつとめることができる。また、副理事長をおくことができる。

-改訂後-

理事長1名。本会を代表し、総務を統括し、理事会を主催する。理事会において理事の中から投票により選出され、評議員会で承認される。任期は3年で、重任(再任)は可とする。65歳で定年とするが、任期中に65歳を迎えた場合でも、3年の任期はつとめることができる。また、副理事長をおくことができる。

第6条(2)

改訂前

理事 15名程度(理事長を除く)。評議員の中から選出される。10名は評議員による投票で選出され、毎年1/2にあたる5名が改選される(選挙理事)。更に若干名が領域を考慮した上で新理事会において推薦される(推薦理事)。選挙理事、推薦理事共に任期は2年で、再任は可とするが、重任は2期までとする。新理事は評議員会で承認される。65歳で定年とするが、任期中に65歳を迎えた場合でも、2年の任期はつとめることができる。尚、領域としては、基礎系と臨床系をカバーする構成とする。また、理事の中から、総務担当1名、学術担当2名(基礎系・臨床系各1名)、財務担当1名、教育・広報担当1名、倫理・安全担当1名、渉外担当1名を理事会で選考する。それぞれの任期を2年、再任・重任を可とする。

-改訂後-

理事 15名程度(理事長を除く)。評議員の中から選出される。10名は評議員による投票で選出され、3年に1度、選挙により改選される(選挙理事)。更に若干名(5名程度)が領域を考慮した上で新理事会において理事長により推薦される(理事長推薦理事)。選挙理事、推薦理事共に任期は3年で、再任は可とする。新理事は評議員会で承認される。65歳で定年とするが、任期中に65歳を迎えた場合でも、3年の任期はつとめることができる。尚、領域としては、基礎系と臨床系をカバーする構成とする。また、理事の中から、総務担当1名、学術担当2名(基礎系・臨床系各1名)、財務担当1名、教育・広報担当1名、倫理・安全担当1名、渉外担当1名を理事会で選考する。それぞれの任期を3年、再任・重任を可とする。

会則 第4章 <事務会議> 第7条(5)の改訂

改訂前

各種委員会 各委員会の設置並びに廃しは、理事会での議決を経て、理事長が決定する。理事長は、各委員会に対して指示を与えることができる。また、各委員会は活動状況を理事長に適宜報告。各委員長は、下記の基準に基づいて理事会で決定される。各委員会の委員は、理事会で評議員(理事長・理事を含む; 監事を除く)の中から選考される。但し、当該委員長は若干名の委員を正会員(評議員を含む; 監事を除く)の中から追加することができる。また必要に応じて正会員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。各委員の任期は2年とし、再任、重任は可とする。

-改訂後-

各種委員会 各委員会の設置並びに廃しは、理事会での議決を経て、理事長が決定する。理事長は、各委員会に対して指示を与えることができる。また、各委員会は活動状況を理事長に適宜報告。各委員長は、下記の基準に基づいて理事会で決定される。各委員会の委員は、理事会で評議員(理事長・理事を含む; 監事を除く)の中から選考される。但し、当該委員長は若干名の委員を正会員(評議員を含む; 監事を除く)の中から追加することができる。また必要に応じて正会員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。各委員の任期は3年とし、再任、重任は可とする。

以上、

本年、平成24年5月25日実施の選挙からの適応となる。

次の理事選挙は平成27年5月予定。

※今期委員会任期：自・平成24年10月1日～至・平成27年9月末日までとする。

理由：3年後、7月頃の定例理事会で次の委員を承認、10月までの間に次の委員が決まっても定例理事会や学術集会期間中にいろいろな指摘やアドバイスが出てくる可能性も十分にあり、それらに対応するためにも前委員とのあいだに時間的なクッションを置いて引き継ぎをすることが可能となるため。(更新2012.08.25日付け理事長確認済)

第18回理事会議事記録一部抜粋：2012.06.28日付

更新 於・理事懇談会：2012.09.19日付

* * * * *